

## 高萩市週休2日制促進工事実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、建設業界における担い手確保のための取組の一つとして、休暇の拡大を促進するために実施する週休2日制促進工事（以下「週休2日制促進工事」という。）の発注に関し必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日制 次条に規定する完全週休2日制又は4週8休制のいずれかの形式により施工することをいう。
- (2) 現場閉所日 あらかじめ定めた現場の休工日のことをいい、予定外の休工日は含めない。
- (3) 現場 工事目的物を設置する現場のことをいい、工場製作の現場は含めない。
- (4) 休工日 通行規制に伴う交通誘導作業、現場の安全確認のための見回り等現場管理に必要な作業を除き、下請企業等も含め終日一切の現場作業（現場事務所での事務作業を含む。以下同じ。）を行わない日のことをいう。ただし、あらかじめ定めた休工日に、緊急対応のため発注者の指示による作業を行った場合は、例外として休工日とみなす。
- (5) 経費補正等基準 週休2日制での施工を設計図書に位置付けて

施工する場合に適用する積算基準（各種経費の補正基準）のことをいう。

（形式）

第3条 週休2日促進工事の形式は、次のとおりとする。

（1）完全週休2日制

ア 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止とした期間及び夏季・年末年始休暇期間は除く。

イ 現場閉所対象日 対象期間における全ての土曜日及び日曜日とする。ただし、受注者の都合により、土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合は、事前に監督員と協議の上、振替現場閉所日を設定することとする。

ウ 振替現場閉所日 同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。

（2）4週8体制

ア 対象期間 前号アに同じ。

イ 現場閉所対象日 対象期間の月（対象期間内の月の最初の日曜日から、最後の日曜日が属する週の土曜日までをいう。以下同じ。）単位で28.5パーセント（2/7）の現場閉所日とする。ただし、受注者の都合により、第6条の規定により設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合は、受注者は、事前に監督員と協議の上、振替現場閉所日を設定することとする。

ウ 振替現場閉所日 現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設ける

ことを原則とするが、月単位の最終週にあつては、翌月の第一週内に設けることも可とする。

(週休2日促進工事の対象)

第4条 週休2日促進工事の対象は、予定価格が3,000万円以上の工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は、週休2日促進工事の対象から除くものとする。

- (1) 現場作業を行う期間が1か月未満となることが想定される工事
- (2) 緊急対応のための工事
- (3) 工程や完成時期に制約のある工事
- (4) 経費補正等基準が定められていない工事
- (5) 事業等の性質上、週休2日制での施工に伴う工事費の増が認められない工事
- (6) 災害復旧工事
- (7) その他週休2日促進工事に適さないと発注者が判断する工事

(週休2日促進工事の発注方式)

第5条 週休2日促進工事は、次の各号のいずれかの方式により発注することとする。

- (1) 発注者指定型

ア 発注に際しては、特記仕様書に発注者指定型である旨明示することとする。

イ 契約後(工事着手日までに)、受注者の希望に基づき、完全週休2日制又は4週8休制のいずれかの形式を受発注者協議により決定することとする。ただし、形式決定後の変更はできな

いものとする。

ウ 発注時の予定価格算定に当たっては、別に定める経費補正等基準により経費補正等を行うこととする。

(2) 受注者希望型

ア 発注に際しては、特記仕様書に受注者希望型である旨明示することとする。

イ 週休2日制に取り組む場合は、契約後（工事着手日までに）、受注者の希望に基づき、完全週休2日制又は4週8体制のいずれかの形式を受発注者協議により決定することとする。ただし、形式決定後の変更はできないものとする。

ウ 受発注者協議により週休2日制での施工が決定した場合は、別に定める経費補正等基準により、設計変更することとする。

2 前項各号の方式の適用基準は、次のとおりとする。

(1) 前条に規定する対象工事は、発注者指定型を適用する。

(2) 前号の規定にかかわらず、前条に規定する対象工事のうち、発注者指定型を適用することが不相当と発注者が判断する工事については、受注者希望型を適用することができる。

(実施工程の作成)

第6条 発注者指定型の週休2日促進工事受注者又は受注者希望型の週休2日促進工事受注者のうち受発注者協議により週休2日制での施工が決定した受注者は、工事着手日までに、週休2日制で施工するための実施工程を立て、監督員と協議することとする。この場合において、前条に定める受発注者協議の結果、完全週休2日制を

適用する場合は、現場閉所日を対象期間の土曜日及び日曜日に設定するものとし、4週8体制を適用する場合は、対象期間の月単位で28.5パーセント(2/7)の現場閉所日を設定するものとする。

(工期の延長)

第7条 前条の規定により実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、建設工事請負契約書約款の規定による工期の延長変更を請求することができる。

(受注者の取組事項)

第8条 受注者は、週休2日制による施工について、下請企業等に説明を行った上で実施することとする。

2 土木工事の受注者は、土木工事保安対策技術指針に基づき設置する標示板(工事中看板)及び工事説明看板に、週休2日制で施工することを表示することとする。

3 営繕工事の受注者は、工事現場の見やすい位置に、週休2日制で施工することを表示することとする。

4 受注者は、適宜、次に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けることとする(工事完成通知書の提出までに、全ての現場閉所実績について確認すること。)

(1) 工事現場の労働者の勤務状況が分かる書類(月間・週間工程表等)

(2) 下請企業等の労働者の場合は、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等が分かる書類(作業日報等)

(3) 月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類(4週8体制のみ、

前2号の規定により現場閉所日を集計した資料等)

(発注者の配慮)

第9条 発注者は、受注者が週休2日制による工事を円滑に実施できるように、次の事項に配慮することとする。

- (1) 第6条で定める実施工程による工事実施を妨げるような指示等を行わないこと。
- (2) 第7条で定める受注者からの工期の延長変更の請求に対して柔軟に対応すること。
- (3) 受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応すること。

(工事成績評定等)

第10条 発注者は、週休2日促進工事を通じ実施された休暇拡大に向けた受注者の取組について、工事成績評定において評価することとする。

- 2 週休2日促進工事のうち、発注者指定型の受注者が、契約締結後に判明したやむを得ない事由等がないにもかかわらず、設計図書に基づく週休2日制による施工に取り組む意思が見られない場合は、契約条件違反として取り扱う。
- 3 週休2日促進工事のうち、受注者希望型の受注者が、受発注者協議により週休2日制で施工するとしたにもかかわらず、週休2日制による施工に取り組む意思が見られない場合は、契約条件違反として取り扱うものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に公告をする  
工事から適用する。